

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)において、「被災した住宅の応急修理(4条1項6号)に係る修理見積書については、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、「災害救助事務取扱要領」(令和3年6月)を改正し、地方公共団体に令和4年5月を目途に周知する。」とされたところであり、以下のとおり周知をする。
応急修理を実施する自治体において、従来の修理見積書(別紙3-4-①)で申請を受けるのか、又は当該修理見積確認書(別紙3-4-②)の様式で申請を受けるのかを選択して使用すること。

様式第3号

修 理 見 積 書

日常生活に必要な最小限度の部分の修理・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(該当する方に○をつけてください。)

(日常生活に必要な最小限度の部分の修理) 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊

(市町村が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。)

見積金額（総工事費）	円 (消費税込)
------------	----------

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）	円 (消費税込)	※1
見積金額（被災者負担分）	円 (消費税込)	

工事内訳は別紙のとおり
(工事内訳は、修理業者が普段使用している様式を添付すれば良い)

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。

日常生活に必要な最小限度の部分の修理

<限度額> 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合 : 739,000円

準半壊の場合 : 358,000円

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

<限度額> 準半壊（相当）以上の場合 : 53,900円

※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付（※修理業者指定の様式で可。）すること。

修理業者は内訳（見積もり）の作成にあたって、応急修理対象工事に○をつけるなど、対象を区分すること。

※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事に○を付けること。

西尾市長 様

上記のとおり見積もり致します。（修理業者記入）

年 月 日	住所 _____
会社名	_____
代表者名	_____
電話番号	_____

上記の見積もりを確認しました。（修理申込者記入）

年 月 日	住所 _____
氏名	_____
電話番号	_____

(市町村記入欄)	市町村名	受付番号	受付担当者名